

平成14年度税制改正に関する要望

1. 効率的かつ健全な銀行グループ経営の推進のために

- (1) 連結納税制度の円滑な導入
- (2) 銀行持株会社等に係る税制の整備
- (3) ストックオプションに係る税制の整備
- (4) 欠損金の繰越期間の延長等
- (5) 外国税額控除制度の拡充
- (6) 不良債権処理に係る税務上の取扱いの明確化

2. 金融・資本市場の活性化および国際的な金融取引の推進のために

- (1) 株式等譲渡益課税の軽減
- (2) コマーシャル・ペーパー（CP）に係る税制の整備
- (3) 資産流動化関連税制の整備
- (4) カントリーリスクに対応する新たな引当金制度の創設
- (5) 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置の延長・恒久化
- (6) 非居住者の国債利子非課税制度の拡充

3. 適切な地方税制構築のために

地方税法（第72条の19）の見直し

4. 金融商品・取引に対する課税の適正化のために

- (1) 各種金融資産間の課税の実質的権衡の確保
- (2) 印紙税の軽減・簡素化

以 上

1. 効率的かつ健全な銀行グループ経営の推進のために

金融取引のグローバル化に伴い、わが国金融機関は欧米金融機関を交えた熾烈な競争に突入している。こうしたなかで、わが国金融機関は経営の効率性を追求し、国際的競争力を維持・強化していくために、合併・経営統合等のいわゆる「金融再編」を推進しているところである。税制においては、平成13年度税制改正の際に合併・会社分割等の企業組織再編成に係る税制の整備が図られており、今後、企業の組織変更・再編が更に活発化すること等を踏まえれば、平成14年度税制改正においては、連結納税制度の導入等銀行グループ経営の効率性向上に資する税制上の措置を講ずることが必要である。

一方、わが国金融機関は、経済の再生のために、経営の一層の効率化・健全化と不良債権の確実な最終処理を強く求められている。こうした状況を踏まえれば、銀行グループ経営の健全化のために、所要の税制上の措置を講ずることが必要である。

(1) 連結納税制度を円滑に導入すること。

わが国金融機関は、持株会社の解禁、企業会計制度における従来の単体決算から連結重視への転換等を背景に、本格的なグループ経営の時代に突入している。グループ競争力強化のためには、経済環境の変化に応じて組織形態を柔軟に変更し経営資源を効率的に活用することが不可欠であるが、企業組織再編に関連する諸制度が整備されつつあることから、かかる目的による組織変更・再編は今後活発化していくものと考えられる。

このような状況下において、税制面でも組織変更・再編に中立的な制度を構築することが不可欠となっており、企業グループを一体と捉えて課税する連結納税制度は、組織変更・再編に対する税制の中立性を維持するものとしてその導入が強く求められている。

また、企業集団を一体として課税することは、海外で広くみられる制度であり、わが国においても、企業組織を自由に選択しうる税制の構築は、金融機関の経営の効率性向上、国際的競争力の維持・強化のための極めて重要な要素である。

平成13年度自民党税制改正大綱においては、連結納税制度の導入について、「適正かつ公平な課税を担保するとともに、万全な租税回避防止措置を講じつつ、2002年度における導入を目指す」とこととされている。金融機関のグループ経営の実効性を高めるためにも、連結納税制度を2002年度において確実に導入するとともに、企業経営の実態に即し、かつ極力簡素な制度を構築することが必要である。

(2) 銀行持株会社における受取配当の益金不算入に係る負債利子控除を不適用とすること。

持株会社制度は、より専門化・高度化した金融サービスの提供や銀行経営の効率化を促し、金融システム改革の目的の達成に資するものと期待されている。このような背景から、平成12年度税制改正において、持株会社設立等に係る税制上の一定の措置が講じられた。しかしながら、持株会社における受取配当の益金不算入に係る負債利子控除の取扱いについては特段の措置が講じられておらず、持株会社の運営上大きな負担となる恐れがある。

金融界においては、すでに持株会社形態等でのグループ経営が本格化しているが、持株会社グループのみならず、連結納税制度の導入時に連結グループ会社からの受取配当金は全て益金不算入とされることが望ましい。仮にこれが実現されない場合でも、持株会社については受取配当が主な収入源であることに鑑み、受取配当の益金不算入に係る負債利子控除を不適用とすることが不可欠である。

(3) 商法改正に併せ、ストックオプション税制における適用対象者の範囲を拡大すること等、所要の措置を講じること。

ストックオプションは、株主重視経営の推進、役職員へのインセンティブ付与の観点から有効な制度であり、企業活動の活性化に大きく資するものである。また、グループ経営の要請の高まりや、多くの場合グループの親会社が上場企業であることに鑑みれば、その子会社等の役職員への付与が最も普遍的なニーズとして存在する。

ストックオプション制度に関する商法改正については、秋の臨時国会に改正法案が提出される見通しとなっている。こうしたなかで、税制面においても、商法改正に併せてストックオプション制度の適用対象者の範囲を拡大する等、所要の措置を講じることが必要である。

(4) 欠損金の繰越期間の延長等の措置を講じること。

課税の期間損益の通算が行えることは、中長期的な観点から経営を行うための重要な要素であり、実際、わが国の法人税の計算においては、法人の全体としての利益に対する課税の公平性を図る見地から、欠損金の繰越および繰戻を認めていると

ころである。

しかしながら、現行制度では繰越控除は5年、繰戻還付は1年に限定されており、必ずしも十分な期間が確保されていない。また、諸外国との比較においても、例えば、アメリカでは2年間の繰戻と20年間の繰越が認められているなど、わが国の制度は明らかに不利な取扱いとなっている。

全体期間の租税負担の公平性、および諸外国とのイコールフットィングの観点に鑑みれば、法人税の一般的な制度として、繰越期間と繰戻期間の延長（例えば繰越期間は5年から10年、繰戻期間は1年から2年に延長）を手当するとともに、繰戻還付の凍結措置の解除を行うことが必要である。

(5) 外国税額控除制度に関して、外国税額控除の控除余裕額および限度超過額の繰越期間を延長すること、間接税額控除の対象を孫会社からひ孫会社以下まで拡大すること。

現在、わが国の企業はそれぞれの戦略に応じて、海外拠点の新設、統廃合、企業買収・売却等を積極的に行っている。このような中で外国税額控除制度は、国際的な二重課税を排除する制度として重要な役割を果たしている。

一方、わが国の金融機関は、事業再構築の一環として、海外子会社等の売却を進めており、その際、海外において売却益が発生するケースが出てきている。しかしながら、わが国の現行の外国税額控除制度においては税額控除限度超過額等について繰越期間が3年とされていること等から、部分的に国際的な二重課税が発生するケースが生じている。

また、海外業務を展開するにあたっては、例えば、広域地域統括会社（子会社）を設立し、各国・各州に持株会社（孫会社）を設立したうえで、さらにその傘下において様々な事業を行う（ひ孫）形態が採用されることも想定される。しかしながら、ひ孫会社以下は間接税額控除の対象とならず、国際的な二重課税を回避できないという問題が生じている。

したがって、外国税額控除余裕額および限度超過額の繰越期間を3年から5年に延長するとともに、間接税額控除の対象をひ孫会社以下まで拡大すべきである。

(6) 不良債権処理に係る税務上の取扱いを明確化すること。

不良債権処理に係る税務上の取扱いについては、平成10年に債権放棄に関する基本通達の改正が行われるなど、これまで適宜明確化が図られているところである。しかしながら、今後、金融機関が不良債権の最終処理を進めていく上では、税

務上の取扱いの一層の明確化や税務相談体制の整備などを行うことが必要である。

また、現在、私的整理ガイドラインの内容について検討が進められているところであるが、ガイドラインに定める手続きにより成立した再建計画に基づく債権放棄については、特段の事情がない限り、法人税基本通達 9 - 4 - 2 に基づき、寄付金に該当しないことを明らかにすべきである。

2. 金融・資本市場の活性化および国際的な金融取引の推進のために

近年、わが国の金融・資本市場においては、いわゆる日本版ビッグバンが実施され、さまざまな改革が実現した。しかしながら、長引く景気低迷等を受けて、本年4月に取りまとめられた「緊急経済対策」や同6月に閣議決定されたいわゆる「骨太の方針」、さらには同8月に金融庁が発表した「証券市場の構造改革プログラム」においては、わが国経済の再生・活性化のために、金融・資本市場等の構造改革や個人投資家の市場参加の促進、債権流動化の促進等が喫緊の課題とされており、税制を含めた様々な改革が求められている。

また、国際的な資金移動の活発化に伴い、内外金融・資本市場の一体化が進み、市場間競争が激しさを増しているなかで、21世紀のわが国金融・資本市場を活性化させるためには、国際的な金融取引を推進するための制度の構築を早急に図るべきであり、税制面においても、これを支援することが必要である。

さらに、今後の少子・高齢化の進展に鑑みると、個人の年金運用手段の選択肢拡大、公正な競争による優れた年金サービスの提供促進が、金融・資本市場の活性化につながるものと期待されることから、確定拠出年金に係る税制上の措置をできるだけ早い時期に拡充することが必要である。

(1) 株式等譲渡益課税に係る申告分離課税の税率引下げや、譲渡損失の繰越控除制度の創設、株式投資信託の税制改革等、証券市場活性化のための税制上の措置を講じること。

わが国経済の中長期的な成長基盤を確立していくためには、小泉内閣の掲げる「聖域なき構造改革」を推進することが不可欠と考えられる。その一環として、金融・資本市場のあり方についても抜本的な見直しを行うことが求められており、「間接金融」と「直接金融」および投資信託のように仲介業者を經由して市場での資金仲介を行う「市場型間接金融」の3つの機能をバランスよく発展させていくことが必要となっている。

一方で、現在のような株価低迷期に構造改革を進めていくことを勘案すると、特に株式市場の活性化に重点をおいた政策措置が必要と考えられる。今後、銀行に対する株式保有規制の導入により株式売却が予想されるが、この他にも事業法人からの持合解消や政府保有株の放出など、株式市場の需給を悪化させる要因は数多く存在する。かかる状況下において、株式保有構造を個人部門中心の構造に転換していくためには、個人投資家の市場参加のための環境整備を行うとともに、税制面においても、個人投資促進のための思い切った措置が講じられる必要がある。具体的に

は、株式等譲渡益課税における申告分離課税の税率引下げや譲渡損失の繰越控除制度の創設、さらには、株式投資信託について現行の源泉徴収制度の基本的枠組みを維持しつつ、株式に準ずる税制上の取扱いを特例として認めることが必要である。

(2) 約束手形方式によるコマーシャル・ペーパー（ＣＰ）の印紙税については、定額税率の適用期限（平成14年3月末）を延長すること。また、「短期社債等の振替に関する法律」に基づき発行される短期社債等（ペーパーレス化されたＣＰ）の償還差益等に係る源泉徴収を免除すること。

コマーシャル・ペーパー（ＣＰ）は、昭和62年11月に市場が創設され、現在では企業の資金調達手段として、また、短期金融市場商品として重要な地位を占めるに至っている。そうしたなかで、ＣＰに対する印紙税については、平成2年度以降、1通5,000円の定額税率が適用されているが、仮に、階級税率が適用されれば印紙税負担が極めて大きくなり、ＣＰ市場に対し深刻な影響を与えることは免れない。

そもそも、欧米諸国においては、金融取引に対して印紙税は原則賦課されておらず、国際的整合性、および円滑な金融取引維持の観点からは、少なくとも、現行の定額税率を維持すべきである。

また、本年4月の緊急経済対策において、ＣＰのペーパーレス化を図るために所要の法整備を図ることが決定され、6月には「短期社債等の振替に関する法律」が成立し、ペーパーレス化を可能とする決済の枠組みが整備されることになった。しかしながら同制度下において、短期社債等の償還差益等に対し源泉徴収が課されることになれば、ペーパーレスＣＰ市場の育成に大きな阻害要因となる。ＣＰ市場を活性化し、その発展を促すためにも、償還差益等に係る源泉徴収の導入は行うべきではない。

(3) 資産流動化に係る税制上の更なる措置を講じること。

資産流動化はリスク分散・管理のための極めて有力な手段であると同時に、一般企業や投資家に対しても多様な資金調達手段や投資商品の選択肢を提供するものである。こうした観点から、平成10年9月からＳＰＣ法が施行され、さらに昨年5月に、ＳＰＣ法および投信法の改正が行われた。また税制面においても、平成13年度税制改正において、ＳＰＣ等による不動産取得に係る税等について、更なる軽減措置が講じられた。

こうしたなかで、資産流動化を促進する観点からは、ＳＰＣ等が支払う利益配当

について損金算入が認められる要件を緩和する等、一層の軽減措置を講じることが必要である。

(4) カントリーリスクに対応する引当金の無税繰入制度を創設すること。

累積債務問題に対応して、わが国では、累積債務国に対する貸出金の一部を、基本的には特定海外債権引当勘定に有税で積み立てている。また、累積債務国に対する対象債権のうち政府等向け貸出金に限り、その一定部分について海外投資等損失準備金としての無税繰入が認められている。

一方、同様のカントリーリスク引当金制度を有する欧米諸国では、無税引当等が認められており、これら諸国の制度と比較した場合、わが国の制度は、極めて不十分であり、国際標準に達しているとは言えず、わが国金融機関の国際競争力の維持という観点からは問題があると言わざるを得ない。

わが国金融機関が国際競争力を維持しつつ、経営の健全性の強化を図り、併せて国際的地位にふさわしい役割を国際金融市場において果たしていくために、カントリーリスクへの適切な対応は重要である。こうした観点から、わが国金融機関が欧米の金融機関と同様にカントリーリスクに対し柔軟な対応を取り得るための制度整備が必要である。具体的には、現行の特定海外債権引当勘定繰入額の一部を無税で引き当てること等を認める制度（「カントリーリスク引当金制度」（仮称））の創設が必要である。

なお、同制度が創設されるまでの間は、現行の海外投資等損失準備金について存続を図るべきである。

(5) 東京オフショア市場における源泉所得税免除措置の恒久化、少なくとも適用期限（平成14年3月末）の延長を図ること。

東京オフショア市場は、本邦金融市場の国際化、円の国際化の促進に資するものとして創設されたものであり、取引の自由度や利便性が海外の主要国際金融市場にできるだけ近いことが重要とされたことから、源泉所得税についても免除措置がとられてきた。

仮に、世界主要国のオフショア市場においては源泉所得税が課されないなかで、本市場での取引に源泉所得税が課されることになれば、国際的整合性を欠くことになる。

わが国金融市場は、国際金融センターとして一層の発展が期待されている。その

ためにも、東京オフショア市場においては源泉所得税を課すべきではなく、少なくとも免除措置の適用期限を延長すべきである。

(6) 非居住者等に対する一括登録国債の利子非課税制度について、適用対象海外投資家を拡大する等の措置を講じること。

海外投資家による日本国債への投資の円滑化は、円の国際化や内外国債市場の流動性向上に資するものであり、かかる観点から、平成11年度税制改正において海外投資家の保有する一括登録国債に係る利子の非課税措置が講じられ、さらに、平成13年度税制改正において、上記の非課税措置を外国金融機関を通じた取引についても認めることとされた。しかしながら、海外投資家の要件である「非居住者または外国法人」の定義が厳格であることから、「集団投資スキーム」(ファンド)等、海外で一般的な投資形態が非課税措置の対象とされておらず、一括登録国債の利子非課税措置の適用対象となる海外投資家が極めて限定された状況となっている。

また、適格外国仲介業者の要件として、その形態が「外国法人」であるとされていることも、必ずしもこれに該当しない海外金融機関の参入を阻み、結果として適用対象投資家を狭めることとなっている。

今後発行される国債の円滑な消化、ひいては円の国際化を推進するためにも、適用対象海外投資家を拡大する等の措置を早急に講じることが必要である。

3. 適切な地方税制構築のために

いわゆるバブル経済の崩壊以降、わが国の地方公共団体における財政状況は、数次にわたる経済対策の実施や、法人企業の業績低迷による税収の減少等により大幅に悪化している。こうした状況下、東京都や大阪府においては、法人事業税の増収を図る目的から銀行業等に対する外形標準課税が導入されたところである。しかしながら、これらの税制は公平・中立等の租税原則に反し、他の政策目的との整合性の観点からも問題があり、かかる税制が地方公共団体独自に導入されることは、民間企業にとって大きな混乱をもたらすものである。

新たな税を検討するにあたっては、徹底した歳出削減および合理的な説明が行われたい限り、新税導入の前提となる納税者の理解は得られない。

一方、昨年度より法定外普通税の見直しや法定外目的税の導入など、地方分権一括法の趣旨を踏まえた地方公共団体による課税自主権のあり方が整備されたところであり、こうした動きを踏まえて、地方税法第72条の19等についての見直しが必要である。

地方税法第72条の19を早期に廃止すること。少なくとも事前協議制の導入等、国の政策との整合性等を図る方策を導入すること。さらに、地方税法第72条の22に規定されている「著しく均衡を失する」ことについての適用基準を明確化すること。

昨年、東京都と大阪府において、地方税法第72条の19を根拠に、銀行業等に対する外形標準課税を導入する条例が相次いで成立した。東京都については、平成12年度より課税が行われており、大阪府についても、平成13年度より課税が行われることとなっている。

本条例については、東京都において課税対象となった銀行の多くが、東京都等を相手取り、本条例が憲法・地方税法に違反するとして、行政事件訴訟を提起しているところである。また、公平・中立等の租税原則に反するのみならず、金融システム安定化や金融市場の活性化等、国がこれまで進めてきた政策との整合性を欠くなど、多くの問題点が指摘されており、同様の趣旨の閣議口頭了解も行われている。

地方税制の観点からは、昨年度、公表された政府税調中期答申において、法人事業税について、各県が独自の課税標準を選択できることは、納税者の事務負担の観点から問題であると指摘している。一方、昨年度、地方分権一括法による地方税法改正により法定外目的税の創設、法定外普通税に対する国の関与の見直しが行われ、地方の課税自主権を尊重する形で地方税の充実が図られたところである。

したがって、地方の課税自主権の象徴とされてきた地方税法第 72 条の 19 は今日においてその意義は希薄化したばかりでなく、むしろ多くの問題、弊害をもたらす条文と言わざるを得ず、早期に廃止すべきである。また、地方税法に規定されている法定外普通税および法定外目的税と平仄を合わせて、事前協議制の導入は最低限不可欠であり、国の政策との整合性等を図る一定の仕組みを構築すべきである。

さらに、地方税法第 72 条の 22 に規定されている「著しく均衡を失する」とは、単年度比較を基準として著しく乖離しないようにする規定と解されるものである。したがって、その趣旨を明記し、かつ、所得以外を課税標準とする場合の税額の乖離幅に関して具体的な数値基準を盛り込むなど、適用基準を明確にし、租税体系の秩序維持を図るべきである。

4．金融商品・取引に対する課税の適正化のために

わが国金融機関は、日本版ビッグバン後の新たな金融システムのもとで、国民の資産をより有利に、効率的に運用することが期待されている。また、金融資産が多様化するなかで利用者においては、今後、税を含めた収益性や取引コストを一層重視するようになることが予想される。したがって、金融資産・取引に対する課税にあたっては、各種金融商品・取引間における課税上の権衡を確保し、税制が円滑かつ合理的な金融資産選択の妨げとならないことが重要である。

(1) 各種金融資産間の課税の実質的権衡を確保すること。

金融資産の多様化が進む現在、各種金融資産に対する課税のあり方は個人の貯蓄行動に大きな影響を与えており、郵便貯金をはじめ、個人年金保険等各種金融資産間の実質的権衡が確保されることが必要である。

課税のあり方を検討する際には、課税の方法の差が金融商品間の有利・不利につながることはないよう配慮すべきである。

(2) 印紙税の軽減・簡素化を図ること。

印紙税は、本来軽微であるべき流通税としては極めて高い税率となっており、金融取引に悪影響を及ぼさないように、その整理、簡素化を図るべきである。

また、郵便貯金等に関する書類（通帳、証書、受領書等）に対しては印紙税が課されておらず、民間金融機関との間に大きな不権衡が生じている。早急に格差是正を図るべきである。

以 上